

京都市告示第 235 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 29 年 7 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
岡田 崇	(医) 医仁会 武田 総合病院	泌尿器科	ぼうこ う・直腸	腎臓
須知 健太 郎	医療法人同仁会 (社 団) 京都九条病院	外科	ぼうこ う・直腸	肢体
濱本 康平	濱本医院	内科, 呼吸 器科, アレ ルギー科	心臓, 腎 臓, 呼吸 器, ぼうこ う・直腸, 免疫, 肝臓	音声・言 語, 肢体
井上 知也	京都府立医科大学附 属病院	心臓血管 外科, 外科	心臓	肢体, 呼吸 器

田中 耕治	(医) 弘仁会 大島 病院	内科, 消化 器内科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器, 小 腸	ぼうこ う・直腸, 肝臓
浜中 一郎	(医) 社団洛和会 洛和会丸太町病院	循環器科, 心臓内科, 内科	心臓, 腎臓	肢体
森井 芙貴 子	京都府立医科大学附 属病院	神経内科	肢体	平衡, 音 声・言語, そしゃく
山下 詠子	(医) 弘仁会 大島 病院	内科, 循環 器内科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器, 小 腸	ぼうこ う・直腸, 肝臓

* 障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)